

個人情報保護管理規定

有限会社 徳栄会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び関連する法令等（以下「法令等」という。）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、有限会社徳栄会（以下「当社」という。）における利用者及び利用者であった者（以下「利用者等」という。）の個人情報の漏洩、滅失及び毀損等（以下「漏洩等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 本規定において「個人情報データベース等」とは、法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。

3 本規定において「個人データ」とは、法第16条第3項に規定する個人データをいう。

4 本規定において「保有個人データ」とは、法第16条第4項に規定する保有個人データをいう。

5 本規定において「本人」とは、法第2条第4項に規定する本人をいう。

6 本規定において「従業員」とは、当社にあって、直接または間接に当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している者をいう。

7 本規定において「仮名加工情報」とは、法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

8 本規定において「匿名加工情報」とは、法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

9 本規定において、「個人関連情報」とは、法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。

(適用)

第3条 本規定は、役員及び従業員に適用する。

2 本規定は当社が取り扱う利用者等に係る個人情報を対象とする。

3 本規定に定めのない当社における特定個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及びこれをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の取り扱いに関しては、別に定める特定個人情報取扱規程の定めに従う。

4 本規定に定めのない事項については、法令等に従う。

第2章 組織体制等

(個人データ管理責任者)

第4条 当社は、個人データの取り扱いに関して総括的な責任を有する個人データ管理責任者を置くこととする。

- 2 個人データ管理責任者は、個人データの取り扱いの管理を担当する事務取扱責任者を指名し、個人データを取り扱う事務取扱担当者の管理に関する業務を分担させることができる。
- 3 個人データ管理責任者は、個人データに関する監査を除き、次に掲げる事項その他当社における個人データに関する権限と責務を有するものとする。
 - (1) 本規定に基づき個人データの取り扱いを管理する上で必要とされる細則等の策定
 - (2) 個人データに関する安全対策の策定・実施
 - (3) 個人データの適正な取り扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
 - (4) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱責任者)

第5条 事務取扱責任者は、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- (1) 個人データが本規定に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- (2) 個人データの利用申請の承認及び個人データの利用に関する記録等の承認、管理を行うこと
- (3) 個人データの取り扱い状況等把握すること
- (4) 委託先における個人情報の取り扱い状況等を監督すること
- (5) 個人情報の安全管理に関する教育及び研修を実施すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当社における個人データの安全管理に関する事項について、個人データ管理責任者を補佐すること

(事務取扱担当者)

第6条 当社における個人データを取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととする。

- 2 事務取扱担当者は、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規定等及び事務取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払うものとする。

(事務取扱管理責任者、事務取扱責任者、事務取扱担当者の選任)

第7条 当社における、事務取扱管理責任者、事務取扱責任者並びに事務取扱担当者の選

任は別に定めることとする。

- 2 第1項の選任にあたっては、当社の実務状況を踏まえ代表取締役が適切に任命することとする。
- 3 事務員の取り扱いに関する事項についても別に定めることとする。

(管理区域及び取扱区域)

第8条 当社は、個人データの漏洩等を防止するため、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講じるものとする。

- (1) 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講じる
- (2) 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の措置及び座席配置等による安全管理措置を講じる

(従業員の教育)

第9条 当社は、従業員に対して定期的な研修の実施または情報提供等を行い、個人データの適正な取り扱いを図るものとする。

(従業員の監督)

第10条 当社は、個人データの適正な取り扱いがなされるよう、従業員の監督を行う。

(個人情報保護管理規定等に基づく運用)

第11条 当社は個人データの取り扱い状況を明確にするため、次の事項に係るシステムログまたは利用実績を記録する。

- (1) 個人情報データベース等の入力・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持ち運びの記録
- (3) 個人データの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

(個人データの取扱状況の確認)

第12条 個人データ管理責任者は、当社における個人データの取り扱いが法令等及び本規定等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

(監査の実施)

第13条 監査責任者は、当社における個人データの取り扱いが法令等及び本規定等と合致

していることを定期的に確認する。

- 2 監査責任者は、個人データの取り扱いに関する監査結果を個人データ管理責任者に報告する。

(情報漏洩等事案への対応)

第 14 条 当社は、個人データの漏洩等の事案が発覚した場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 当社内部における個人データ責任管理者への報告及び被害の拡大防止
 - (2) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (3) 影響範囲の特定
 - (4) 再発防止策の検討及び実施
 - (5) 法人代表への速やかな報告
- 2 当社は、漏洩等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害する恐れが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
 - 3 当社は、前項に規定する場合には、本人に対し、個人情報保護委員会規則に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
 - 4 当社は、個人データ漏洩等の事案が発覚した場合（第 2 項に規定する場合を除く。）は、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を行うよう努めるものとする。
 - 5 当社は、個人データの漏洩等の事案が発覚した場合は、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第 15 条 当社は、当社における個人データの取り扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、迅速な解決を図るものとする。

- 2 個人データ管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

(体制の見直し)

第 16 条 当社は、必要に応じて個人データの取り扱いに関する体制等について見直しを行い、改善を図るものとする。

第3章 個人情報の取得、利用等

(利用目的に基づく取り扱い)

第17条 当社は、あらかじめ公表した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(不適切な利用の禁止)

第18条の2 当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の取得等)

第19条 当社は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得しないものとする。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

第20条 当社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知または公表するものとする。また、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(公表等)

第 21 条 当社は、個人情報を取り扱うにあたって、当社のホームページに掲載することにより、次に掲げる事項を公表することとする。

- (1) 当社の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 保有個人データの利用目的
- (3) 利用者等からの保有個人データの利用目的の通知の求め、当該本人を識別する保有個人データの開示、訂正、追加もしくは消去または第三者提供の停止（以下「開示」という。）の請求に応じる手続き
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (5) 前項第 3 号の開示等の請求を受け付ける方法は別に定める。

第 4 章 個人データの保管、管理等

(個人データの保管及び管理)

第 22 条 当社は、漏洩等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 当社は、情報システム（PC 等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと
- (2) 個人データを取り扱う情報システムを使用する者が、正当なアクセス権を有するものであることを、識別した結果に基づき認証すること
- (3) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること
- (4) 情報システムの使用に伴う個人データの漏洩等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること
- (5) 個人データをインターネット等のより外部に送信するときは、通信経路における情報漏洩等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じること
- (6) 基幹システムにある個人データを外部機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定を必ず行い、原則としてインターネット等を介した電子メ

ールでの送信は行わず、電磁的記録媒体を使用する、または専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること

(個人データの持ち運び等)

第23条 当社において保有する個人データを持ち運ぶとき（郵送等により発送する時を含む。）は、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 個人データを含む書類等を持ち運ぶときは、封緘・目隠しシールの貼付等の容易に個人データが判明しない措置を講じる
- (2) 個人データを磁気媒体等または機器にて持ち運ぶときは、ファイルへのパスワードの付与等またはパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる

(第三者提供)

第24条 当社は、第三者が次に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人データ（特定個人情報を除く。以下この章において同じ。）を当該第三者に提供することができる。

- (1) 当該個人データの改ざん及び複製または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）をしないこと
 - (2) 当該個人データの保管期間を明確にすること
 - (3) 利用目的達成後の当該個人データは、当社に返却または提供先において適切かつ確実に廃棄もしくは消去すること
 - (4) 当該個人データの漏洩または盗用をしないこと
 - (5) 当該個人データの漏洩等の事案が発生した場合の当社への報告
- 2 前項の第三者提供を行う場合は、当社は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上等、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 第2項の規定にかかわらず、当社は、あらかじめ次に掲げる事項を本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合

は、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報（法第2条第3項に規定するよう配慮個人情報をいう。以下同じ。）または法第20条第1項の規定に違反して取得されたものもしくは他の個人情報取扱事業者（法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から法第27条第2項の規程により提供されたものである場合は、この限りではない。

- (1) 当社の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供する個人データの項目
 - (4) 第三者に提供する個人データの取得方法
 - (5) 第三者への提供方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会で定める事項
- 5 当社は、前項第1号に掲げる事項に変更があったときまたは同項の規程による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号または第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会で定めるところにより、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届けなければならない。
- 6 当社は、他の個人情報取扱事業者または行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規程を遵守するものとする。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第25条 当社は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が、前条第3項各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該個人データを提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名または名称
 - (3) その他個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 当社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第26条 当社は、第三者から個人データの提供を受けるとき（第22条第3項各号に該当する場合を除く）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理者の定めのあるものにあつては、代表者または管理者）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 当社は、前項の確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
- (1) 当該個人データの提供を受けた年月日
 - (2) 当該確認に係る事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 当社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会で定める期間保存しなければならない

(委託等に基づく提供)

第27条 次に掲げる場合において、前3条の規定の適用については、当社から個人データの提供を受けるものは、第三者に該当しないものとする。

- (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 2 当社は、前号第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称もしくは住所または法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅延なく、同号に規定する利用する者の利用目的または当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第28条 当社は、個人データを外国にある第三者に提供しないものとする。

第6章 個人データの開示、訂正、利用停止

(開示)

第29条 当社は、本人から当社が保有する当該本人が識別される保有個人データまたは第三者提供記録（法第29条第1項及び法第30条第3項の記録（その在否が明らかになるこ

とにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で定めるものを除く。）をいう。）について、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合によっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データまたは当該第三者提供記録を開示しなければならない。ただし、開示するにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

（訂正等）

第 30 条 当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データについて訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

（利用停止等）

第 31 条 当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に取り扱われているまたは違法に取得されたものであるとして、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合で、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な範囲で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

- 2 当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者に提供されているとして、当該第三者への提供の停止の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止について、多額の費用を要することなどにより当該措置をとることが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なそれに代わるべき措置を取ることができる。
- 4 当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合または当該保有個人データに係る第 13 条 2 項に規定する事態が生じた場合その他当該保有個人データの取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合として、当該保有個人データの利用停止または第三者への提供の停止の請求

を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、法第 35 条第 6 項の規程に基づき速やかに対処する。

(本人あて通知)

第 32 条 当社は、前 27 条の開示等に関する対処の結果等について、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

2 前項の対処の結果等が、本人から求められ、または請求されたものと異なるものである場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

第 7 章 削除、廃棄

(個人データの削除、廃棄等)

第 33 条 当社は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

2 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データを復元不可能な状態にしなければならない。

3 コンピューター及び磁気媒体等の廃棄または転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、コンピューター及び磁気媒体等の中の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。

4 当社は、個人データが記載または記録された文書等または磁気媒体等を廃棄した場合には、当該廃棄及びこれに伴って個人データを復元不可能な状態としたことに係る記録を保存するものとする。

第 8 章 委託

(委託先の監督)

第 34 条 当社は、当社における個人データを取り扱う事務の全部または一部を委託するときは、委託先と書面による委託契約の締結、または誓約書や合意書による合意をすることとともに、委託先において安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

2 当社は、委託先における個人データの保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。

3 第 1 項の委託契約または合意においては、委託先に対する次に掲げる事項を盛り込むこととする。

- (1) 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- (2) 委託先の秘密の保持に関する事項

- (3) 委託された個人データの再委託に関する事項
- (4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項
- (5) 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(再委託)

第 35 条 当社は、委託先が、委託を受けた個人データを取り扱う事務の全部または一部の再委託を行おうとする場合に、事前に当社の承認を得、または事前に当社に報告することを求めるものとする。

- 2 委託先が再委託するときまたは再委託先が再々委託するときは、委託先による再委託先の監督または再委託先による再々委託先の監督について前条の規定を準用する。
- 3 当社は、委託先による再委託先または再委託先による再々委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督するものとする。

第 9 章 その他

(要配慮個人情報の取扱い)

第 36 条 当社は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、法第 20 条第 2 項各号に基づき取得する場合には、この限りではない。

(仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い)

第 37 条 当社は、利用者等の個人情報を加工して得られる仮名加工情報（法第 16 条第 5 項に規定する仮名加工情報データベース等をコウセイするものに限る。）及び匿名仮名加工情報（同条第 6 項に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成しないものとする。

- 2 当社は、個人関連情報（法第 16 条第 7 項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を第三者に提供しないものとする。

(罰則)

第 38 条 当社は、従業員が本規定に違反する行為を行ったときは、当社の就業規則等に基づき処分する。

(実施規定)

第 39 条 この規定に定めるもののほか、当社の個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付則

本規定は、令和4年4月1日から実施する。